

資料 1

地方独立行政法人さんむ医療センター第4期中期計画の変更について（再変更）

評価委員の先生におかれましては、病床数の変更等に伴う第4期中期計画の変更について書面審査をしていただきありがとうございました。

先日（令和3年11月10日）、当センター事務職員が背任罪で逮捕されるという不祥事が発生いたしました。この事案を受けて設立団体の長である山武市長から「業務是正勧告」が当センターに発せられました。

この是正勧告を受け、当センターでは業務改善計画を策定しコンプライアンスの重要性を再認識し、法令遵守意識の徹底を図るために各種取組を実施することとしました。

この業務改善計画は、「地方独立行政法人法第26条第2項2」に規定する業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置に該当するため「同条第1項」に基づき中期計画の変更を行うものです。

変更する内容は以下のとおりとなります。

- 1 職員の法令等遵守意識の徹底
- 2 理事会の機能強化による院内の法令等遵守体制の確立及びガバナンスの強化
- 3 監事機能の充実・強化

再度の計画変更となり、評価委員の先生にはお手数をお掛けいたしますが、よろしく願いいたします。